

## ほうふスポーツフェスタ実行委員会補助金交付要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、ほうふスポーツフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に係る補助金について、必要な事項を定める。

(補助金の対象)

第2条 市長は、予算の範囲内において、実行委員会が行う事業に要する経費につき補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 実行委員会は、前条の補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の申請書を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助の交付決定を実行委員会に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第5条 補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。